

○水道事業者等における利用者、もしくは乳児に対し、飲用を控える広報等の実施状況について

日時	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘簡易水道事業(飯舘村)			3/21	
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)	3/22	3/26		
	川俣町水道事業(川俣町)	3/22	3/25		
	郡山市水道事業(郡山市)	3/22	3/25		
	南相馬市水道事業(南相馬市)	3/22			
	田村市水道事業(田村市)	3/22	3/23		
	田村市水道事業(田村市) ※再開	3/26			
	いわき市水道事業(いわき市)	3/23			
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)※再開	3/27			
東京都	東京都水道事業(23区5市)	3/23	3/24		
茨城県	東海村上水道事業(東海村)	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業(常陸太田市)	3/23	3/26		
	北茨城市水道事業(北茨城市)	3/24	3/27		
	古河市水道事業(古河市)	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業(取手市)	3/25	3/26		
	日立市水道事業(日立市)	3/24	3/26		
	笠間市水道事業(笠間市)	3/24	3/27		
千葉県	千葉県水道事業 (ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場)	3/24	3/25		
	北千葉広域水道事業	3/26	3/26		
	千葉県水道事業(柏井浄水場(東側施設))	3/26			
	印旛郡広域水道用水供給事業	3/26			
栃木県	宇都宮市水道事業(宇都宮市)	3/25	3/25		
	栃木県下都賀郡野木町水道事業(野田町)	3/25	3/26		

※『乳児』は乳児による水道の摂取(乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える事等)を控える広報等、『一般』は住民による飲用を控えるよう広報等を示す。

※公表時点までに当省で収集した情報に基づき整理している。